

「道銀ダイレクトサービスご利用規定」改定内容表（改定日 2020年10月1日）

改刷第26.0版：

本利用規程は改定日以降から適用されるものとします。下線の箇所を変更。

改定前	改定後
<p>第1章 総則・共通事項</p> <p>【中略】</p> <p>第4条 サービスの利用手続き等</p> <p>1. 本サービスを利用できる方は、当行に普通預金口座（キャッシュカードを発行されていることが必要です）をお持ちの個人の方が対象となります。</p> <p>【中略】</p>	<p>第1章 総則・共通事項</p> <p>【中略】</p> <p>第4条 サービスの利用手続き等</p> <p>1. 本サービスを利用できる方は、当行に普通預金口座（キャッシュカードを発行されていることが必要です）をお持ちの個人の方が対象となります。<u>ただし、利用目的は非事業性および当行所定の用途に限るものとし、事業用途での利用はできません。</u></p> <p>【中略】</p>